

# 平成26年度 事業報告書

公益社団法人総合紛争解決センター

近年、社会が複雑高度化するに連れて、様々なトラブルが生じるようになり、トラブルの内容や当事者のニーズに応じた様々な解決方法が求められるようになってきている。このようなニーズに的確に対応するため、裁判機能を充実させる必要があることはもちろんであるが、あわせて、トラブルの実情に合った解決に導くものとして、裁判以外の様々な解決方法が提供されることが望まれる。

当センターは、ADR法に基づく認証紛争解決機関として、市民にとって裁判と並ぶ魅力的で利用しやすい裁判外紛争解決手続を提供し、もって市民の権利利益の適切な実現に資することを目的とし、次のとおり活動した。

## 1 事業の概要

### (1) 「裁判外紛争解決事業（ADR事業）」（公1-1）

総合的なADR（Alternative Dispute Resolution）機関として、各種専門職の専門的な知見を反映し紛争の当事者の自主的な紛争解決の努力を尊重した、公正かつ適正な裁判外紛争解決事業

### (2) 「各種紛争についての調査・研究・分析や和解あっせん人のスキル向上等公正かつ適正な紛争解決に資するための事業」（公1-2）

当センターに申立てられた各種の紛争について調査・研究・分析を行いながら公正かつ適正な紛争解決に資するよう和解あっせん人のスキル向上を図る事業

### (3) 「広報活動事業」（公1-3）

ADR手続及びADR手続機関である当センターの存在を広く市民に認知していただくための事業

## 2 裁判外紛争解決事業（ADR事業）（公1-1）

### (1) 概要

当センターは、裁判と並ぶ魅力的な紛争解決機関になることを目指し、各種専門家団体、経済団体、消費者団体、自治体等が参加している裁判外紛争解決機関（ADR）であり、「和解あっせん」と「仲裁」という、2つの手続を実施した。

### (2) 和解あっせん手続・仲裁手続

①和解あっせん手続は、和解あっせん人が当事者の言い分を十分に聴取し、その利害調整をしたり、解決案の提示を行ったりすることを通じて、紛

争解決についての合意、すなわち、和解を成立させることを目的とする  
手続である。

② 仲裁手続は、民事紛争の解決を仲裁人による仲裁判断によって行うもの  
で、当事者の仲裁合意に基づき仲裁廷が判決に代わる判断をする手続で  
ある。（注：仲裁廷とは、仲裁手続を審理し、仲裁判断をする機関をい  
う。）。

③ 平成 26 年度は、平成 26 年 4 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日の事業期間に  
合計 172 件の申立て（全て和解あっせん事件）を受理し、平成 24 年度か  
らの継続事件 43 件のうち 40 件を含む 169 件が終結した。

④ 終結事件の内訳を見ると、和解契約または仲裁判断により、成立した事  
件は 58 件（34.3%）、成立の見込みなしなど、応諾されたものの不成立  
となった事件は 55 件（32.5%）であり、不応諾で終結した事件は 56 件  
（33.1%）であった。

### （3） 和解あっせん手続・仲裁手続の費用

和解あっせん手続及び仲裁手続の手数料は、申立時に申立手数料として、  
1 件 10,000 円及び和解等成立時に、成立手数料として 15,000 円より納付  
してもらったところ、平成 26 年度の申立手数料収入は、123 万円、成立手  
数料収入は、133 万 5000 円であった。

### （4） 和解あっせん人及び仲裁人に対する報酬

和解あっせん人及び仲裁人に対しては、期日報酬として、期日 1 回につ  
き 5,400 円、成立した場合には、成立報酬として、一人につき 21,600 円を  
支払うところ、平成 26 年度の期日報酬は、463 万 3200 円、成立報酬は、  
382 万 3200 円であった。

### （5） 申立補助制度の受付担当者に対する報酬

当センターへの申立てを検討し、または希望する方に対し、手続の概要の  
説明、申立てに関する助言及び申立書作成方法の指導等を行う申立補助制度  
を毎週金曜日午後 1 時から午後 3 時まで実施している。受付担当者に対して  
は、報酬として 1 回につき 5,400 円を支払うところ、平成 26 年度の報酬は、  
45 万 9000 円であった。

### （6） 被災地支援の検討

東日本大震災に伴う紛争については、原発 ADR（原子力損害賠償紛争解  
決センター）などの ADR を活用した紛争解決が図られ、少しずつ終息し始  
めたこともあり、各種専門家が協働する総合型 ADR として、各種支援の方  
策を検討したが、具体的な支援の実施には至らなかった。

### （7） ハーグ条約批准に備えた対応

政府が、国際的な子の奪取の民事面に関する条約（ハーグ条約）を批准し、

昨年4月に国内法が発効されたことに伴い、ハーグ条約に関するADR手続が開始されたが、当センターで実施している「国際的な子の監護に関する和解あっせん手続き」も含め、当該手続における問題点等についての方策を検討した。

具体的には、当センター運営規則内の「国際的な子の監護に関する和解あっせん手続について」の特則の改正、本案件に対応できる和解あっせん人候補者、通訳人の追加選任、受理手続等担当者の整備及び申立書等の様式の修正等を行った。

#### (8) 国土交通省住宅市場整備推進等事業における無料相談会

本件は、年度当初にはその実施を予定していなかった事業であるが、国土交通省が、裁判外紛争解決手続きの活用等による民間賃貸住宅の賃貸借関係を巡る紛争の未然防止、紛争解決の円滑化のための体制の整備やその支援を行う者に対して、国が必要な費用を補助することにより、紛争解決体制の充実・強化を図ることを目的として、広く一般に公募を行った住宅市場整備推進等事業に、当センターが応募したところ、入札・採択され、実施したものである。

具体的には、平成26年10月から平成27年3月までの間、月1回「民間賃貸住宅のトラブルに関する無料相談会」を弁護士または司法書士1名及び不動産鑑定士、土地家屋調査士、宅建協会会員、建築士のいずれか1名が2人1組で面談相談形式にて実施し、相談者は45名であった。

### 3 各種紛争についての調査・研究・分析や和解あっせん人のスキル向上等公正かつ適正な紛争解決に資するための事業（公1-2）

#### (1) 調査・研究等

当センターが入会している一般財団法人日本ADR協会には、同協会の理事、ADR調査企画委員会委員として、当センターの理事、運営委員会委員を派遣し、同協会の各種活動に協力した。特に、2月6日に大阪において実務研修及び実務情報交換会が実施され、当センターの運営委員会委員等が参加した。

また、当センターの参加団体会員に対する研修会への講師派遣や、他のADR機関が実施するシンポジウム等に参加するなどした。

#### (2) 和解あっせん人等候補者研修

和解あっせん人・仲裁人候補者のスキル向上を目的として、和解あっせん人・仲裁人候補者の他、運営委員会・財務委員会委員並びに当センターの参加団体会員も対象として、下記のとおり、研修を実施した。

日程	研修テーマ	講師
5月28日	「平成25年度事件実施状況・解決事例紹介」	弁護士 阪口 祐康氏 NPO 法人消費者ネット関西 三木 澄子氏 歯科医師 天方 宏氏
7月16日	「ハーグ条約とメディエーション【これから】への質問」	同志社大学法科大学院教授 コリン・ジョーンズ氏
9月19日	「不動産相談に関する解決事例紹介」	大阪府宅地建物取引業協会 北井 孝彦氏 西島 義久氏 橋本 嘉夫氏
11月17日	「【近づく大地震に備えた耐震診断・耐震改修の心得】～改正耐震改修促進法～」	一級建築士 西 邦弘氏
1月14日	「企業における労使トラブルと社会保険労務士の関わり」	社会保険労務士 森岡 利行氏
3月17日	「解決事例、不成立事例から読みとるADR手続について」	弁護士 三好 邦幸氏 弁護士 山川 良知氏

#### 4 広報活動事業（公1-3）

平成26年度は、ADR及び総合紛争解決センターの広報として、ホームページの運営管理及びリーフレットの関連団体への配布を行ったほか、次の広報を実施した。

(1) 消費者問題専門情報誌『消費者情報』への解決事例の掲出

解決事例を年間5回（4月号、6月号、9月号、11月号、1月号）隔月掲載し、購読者である消費生活専門相談員への周知をはかった。

(2) 消費者問題専門情報誌『消費者情報』への協賛広告の掲出

「消費者情報」11月号及び1月号に、協賛広告として、1/2頁カラー広告を掲出した。

(3) 天神祭りうちわ

天神祭りの際に配布するうちわを2万部製作し、うち1万2千部は7月24日、25日の2日間において、南森町や梅田、淀屋橋、天満橋、北浜、本町の各駅において、配布した。

また、残り8千部については、当センター参加団体会員向けに配布した。

(4) 大阪市営地下鉄広告

大阪市営地下鉄御堂筋線の車両内のつり革に、掲出期間 1 年間で掲出した。

(5) 大阪市役所内モニター広告

大阪市役所本庁内の案内モニターへの広告を、配信期間 1 年間で配信した。

(6) 当センター卓上カレンダー

当センターの申立手数料、成立手数料及び解決事例を掲載した卓上カレンダーを 1 万部製作し、当センター参加団体会員に配布した。

(7) 大阪市HPトップページバナー広告

大阪市のHPのトップページに当センターの案内のバナーの広告を掲出期間半年間で掲出した。

5 事業報告の附属明細書

事業報告の内容を補足する重要な事項については、当事業報告書に含まれているため、事業報告の附属明細書の記載を省略している。

以 上